

令和3年1月1日以降に申請される方へ

新型コロナウイルスの感染症の発生に伴い 定期予防接種の期限を延長します

以下のとおり定期予防接種の期限を延長します。

接種する前に、必ず申請してください。

子どもの定期予防接種すべて

- 1 対象者 **新型コロナウイルス感染症の発生に伴い**、令和2年3月1日以降に、定期予防接種の期限が到達する人のうち、やむを得ず規定の期限までに接種を受けることができなかった三田市民
(任意接種を行う前にお問い合わせください。)
- 2 申請方法 すくすく子育て課へ以下のものを提出してください。
 - ・申請書（窓口にて配布、もしくはホームページにてダウンロード）
 - ・母子健康手帳（予防接種歴の写し）**※申請後、接種の可否を検討し、決定通知書等を発行します。**
- 3 接種費用 無料
- 4 接種期限 決定通知書の日付より2年
- 5 申請先 三田市すくすく子育て課
三田市川除675番地（三田市総合福祉保健センター内2階）

【注意事項】

- 接種前の事前申請を行わずに、接種された場合、償還払いによる助成はできませんので、ご了承ください。
- 予防接種の種類により接種できる年齢には上限がありますので、ご注意ください。
(BCG 4歳未満、小児肺炎球菌 6歳未満、ヒブ 10歳未満、4種混合 15歳未満)

【お問い合わせ先】

〒669-1514

三田市川除675番地

三田市総合福祉保健センター内2階 すくすく子育て課

電話079-559-5701 FAX079-559-5705



(令和3年1月)